



2020年5月22日

各 位

会社名 株式会社ヨコオ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳間孝之
(コード番号 6800 東証第1部)
問合せ先 取締役兼執行役員専務 深川浩一
(TEL 03-3916-3111)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)について

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の当社第82期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもって、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続せず、廃止することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための取組みの一つとして、2007年8月6日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を導入することを決議いたしました。その後、2008年6月27日開催の当社第70期定時株主総会において、その導入につき株主の皆様のご承認をいただいて以降、有効期間である3年毎に定時株主総会においてご承認をいただき、直近では2017年6月29日開催の第79期定時株主総会の決議により、継続更新いたしました。

この間当社は、経営の基本方針に掲げる4つのイノベーション（プロダクトイノベーション（事業構造・製品構造の革新）、プロセスイノベーション（事業運営システムの革新）、パーソネルイノベーション（人材の革新）、マネジメントイノベーション（経営・事業運営の革新））の推進に取り組み、中期経営基本目標であるミニマム8（売上高成長率・売上高営業利益率・自己資本利益率を8%以上確保）の達成を目指してまいりました。また、2020年3月期においては、6期連続で過去最高の連結売上高を更新するとともに、ミニマム8の達成を果たすなど、持続的な企業価値の向上に努めました。

本プランにつきましては、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となることから、その継続の是非について慎重に検討してまいりましたが、当社を取り巻く経営環境が大きく変化していること、買収防衛策に関する近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、及びコーポレートガバナンス・コードの浸透といった状況も考慮した結果、本プランの必要性は相対的に低下したと判断するに至ったため、本日開催の取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

以 上